

i 動物の飼い方のルールとマナーを守りましょう

犬や猫に関する苦情が多く寄せられています。

ご近所の皆さんが犬や猫の好きな方とは限りません。飼い主の方は周囲の方からも理解が得られるような気配りが大切です。

道路脇や個人の庭先、畑などを汚さないよう、必ず袋などを携帯し、フンの後始末を行ってください。飼い主の方は動物の飼い方のルールとマナーを守り、人に迷惑がかからないようにお願いします。

また、犬や猫を捨てる人が後を絶たず、困っている人がいます。

犬や猫を捨てることは「動物の愛護及び管理に関する法律」により罰則の対象となります。法律に違反するということを知っていただき、どうしても飼えなくなった場合は、新たな飼い主の方を見つけるよう努めてください。

飼えない子犬や子猫を増やさないためにも、避妊や去勢手術を受けさせましょう。

高知県では、猫の不必要な繁殖および飼い主のいない猫の増加を抑え、やむを得ず殺処分される不幸な猫

をなくすために、メス猫の不妊手術費の一部を助成しますので、幡多福祉保健所へお問い合わせください。

○お問い合わせ

本庁 住民課 環境保全係

☎ 431-2800

幡多福祉保健所 衛生環境課

☎ 341-5119

i 犬を飼っている皆さんへ
〜狂犬病予防注射について〜

生後91日以上のお飼犬には、年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

狂犬病は、治療法が無く感染すれば100パーセント死亡する恐ろしい病気です。そのため、飼犬の狂犬病予防注射をされていない方は、各動物病院にて予防注射を受けるようお願いいたします。

今後は新型コロナウイルス感染症以外にも季節性インフルエンザが流行する時期にもなります。飼い主の皆さんは、感染対策にも十分気を付けていただき、季節性インフルエンザが流行する前に予防注射を受けるようお願いいたします。

○お問い合わせ

本庁 住民課 環境保全係

☎ 431-2800

i 合併浄化槽の保守点検・清掃・法定検査を行うください

平成13年4月より、単独処理浄化槽の新設が原則禁止され、地球にやさしい合併処理浄化槽の設置が進んでいます。

合併処理浄化槽は、トイレの水洗化で快適な生活が楽しめるだけでなく、きれいな水を川などに返します。浄化槽は下水道と同程度の汚水処理性能を持つものですが、正しい使い方と適正な維持管理がなされないと、本来の機能を十分に発揮することができません。

合併処理浄化槽の普及促進を図り、保守点検・清掃・法定検査をきちんと行って、美しい自然をみんなで守っていきましょう。

・保守点検は定期的に行うことが義務付けられています。専門知識を持つ資格のある業者に委託することをおすすめします。

・清掃は年1回以上の実施が義務付けられています。町の許可を受けた業者に頼みましょう。

・法定検査は、浄化槽の機能が十分発揮されているか確認する大変重要な検査です。年1回必ず指定検査機関で受けることが義務付けられています。

務付けられています。

【指定検査機関】

高知県環境検査センター

☎ 088-860-2400

○お問い合わせ

本庁 住民課 環境保全係

☎ 431-2800

ゲートボール教室開催のお知らせ

老若男女を問わず全世代が楽しめる「ゲートボール」を体験してみませんか。

◆日時 11月29日(日)

午前10時30分～午後2時30分
(受付午前10時～)

◆場所 四万十市渡川第2緑地公園

◆参加料 無料(お弁当あり。無料)

◆申込み方法

チームで申込み場合、代表者の氏名、連絡先、人数を記入し、FAXまたは郵送でお申込みください。個人参加可能、初心者大歓迎です。

◆締切 11月25日(水)午後5時

◆申込み先

(公財)四万十市スポーツ協会
四万十市具同5493-1

☎ 341-9900

○お問い合わせ

四万十ゲートボール愛好会

☎ 090-4330-3038

(事務局・田中)